

平成30年度国民健康保険税の改正について

国民健康保険税の所得割税率、均等割税額が下記のとおり変更となりました。

	所得割		均等割	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
医療保険分	8.17%	7.83%	41,800円	40,200円
後期高齢者支援金分	2.99%	2.89%	14,800円	14,100円
介護保険分	2.88%	2.59%	17,600円	15,000円

国民健康保険税の賦課限度額が下記のとおり変更となりました。

	平成29年度	平成30年度
医療保険分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円

国民健康保険税の軽減判定所得(均等割額に適用)が下記のとおり変更となりました。

	平成29年度	平成30年度
7割軽減	33万円	33万円
5割軽減	33万+27万×(被保険者数)	33万+27.5万×(被保険者数)
2割軽減	33万+49万×(被保険者数)	33万+50万×(被保険者数)

国民健康保険税は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。国民健康保険税を納める義務は世帯主にありますので、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知は世帯主宛に送られます。

皆さんが安心して医療を受けられる国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、日頃から健康の維持・増進に心がけ、特定健診などを受診して、病気の早期発見・早期治療に努め頻回受診や重複受診を避けジェネリック医薬品を使用する等、医療費の抑制にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

輪之内町役場 税務課・住民課

TEL 0584-69-3111 光IP 050-5808-9600